



発行所
社会福祉法人
静岡県身体障害者福祉会
静岡市葵区駿府町1番70号
電話 054-252-7829
FAX 054-255-2011
発行 令和6年1月10日
発行人 岩瀬輝美
編集人 磯部勝弘

第110号



新年のごあいさつ

社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会
会長 岩瀬輝美

謹んで初春をお祝い申し上げます

昨年は県福祉会の事業運営につき、ご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年も様々なことがありました。

新型コロナウイルスの感染法上の扱いが、ゴールデンウィーク明けに5類になりました。実に3年を超えてパンデミックとなり、世界の諸活動が一時停止した感がありましたが、昨年からは社会は動き出しました。

一方、ロシアとウクライナの戦争は継続し膠着状態にあります。10月になるとイスラエルとハマスの戦争が突如始まりました。

世界は混とんとした状況にあります。

また、私たちに大きな影響を与える法令関係においても、障害者差別解消法が令和3年に改正され、今年4月1日から施行されます。私たちに直接かかわる改正点は、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されることです。そして、このことが日常生活においてどこまで浸透するかは、私たちの関心や行動が大事だと考えています。

ところで、このようにいろいろな変化が身の回りを取り囲む中、令和5年4月から県福祉会の活動においてもコロナ以前の条件に戻して活動しています。既に今年度実施した大会の参加人数を令和4年度と比べてみると、グラウンド・ゴルフ大会は98%、うたの広場は111%、福祉大会は97%となっていてそれほど大きな増減はありませんが、コロナ前の令和元年度と比べると、グラウンド・ゴルフ大会は74%、うたの広場は54%、福祉大会は72%と大幅な減少になっています。コロナが収束すれば元に戻る、という考えは幻想のようです。この間、会員の皆さんの加齢が進み、体力などが衰えていることの現れではないでしょうか。

新しい年を迎え、これからの事業のあり方を始め、それを支える構成団体の維持・継続を真剣に考えていく必要があります。各部会や構成団体代表者会議等の場を活用しながら、中期的展望を会員の皆さんと共有できればありがたいと考えます。

結びにあたり、市町福祉会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝をお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

令和6年 元旦

第65回静岡県身体障害者福祉大会

9月8日(金)、県総合社会福祉会館703会議室を会場に「第65回静岡県身体障害者福祉大会」を開催しました。

第一部の式典では、以下の皆さまが栄えある表彰を受けられました。障害者福祉に対する多大な貢献に感謝し、心よりお祝い申し上げます。

[県知事]

◎知事褒賞(2名)(身体障害者相談員20年以上の在職者)

- ・荻田 通子(三島市)
- ・小木 秀市(磐田市)



[森副知事(中央)と知事褒賞受賞者]

[会長]

◎一般団体・個人感謝状(個人2名)

(身体障害者の福祉向上に寄与し貢献があった一般団体又は個人で、会長又は市町団体長の推薦した者)

- ・中村 壽子(静岡県視覚障害者情報支援センター)
- ・河岸 理香(静岡県視覚障害者情報支援センター)

◎県、市町その他関係機関感謝状(1名)

(県、市町その他関係機関において、引き続き5年又は通算して7年以上にわたり身体障害者福祉事業に従事し、功績顕著な者)

- ・望月 龍二(静岡県静鈴会)

◎特別感謝状(1名)(前年度に各市町会長を退職し、その功績顕著な者)

- ・山田 正臣(菊川市)

◎功労表彰状(5名)(身体障害者相談員として10年以上在職し、功績顕著な者)

- ・勝又 良子(長泉町)
- ・岡村 文代(藤枝市)
- ・園田 文子(島田市)
- ・杉島 公子(磐田市)
- ・佐藤 道雄(湖西市)

◎自立更生表彰状(9名)

(身体の障害を克服して自立更生し、一般障害者の模範となる者で市町団体長の推薦した者)

- ・田中 美由記(熱海市)
- ・松久 英二(三島市)
- ・芹澤 榮次(函南町)
- ・鈴木 文子(焼津市)
- ・佐藤 恵子(藤枝市)
- ・大池 みち子(島田市)
- ・平川 まさよ(菊川市)
- ・伊藤 てるみ(磐田市)
- ・太田 八十(湖西市)

知事褒賞を受賞して

受賞者代表 小木 秀市

静岡県身体障害者福祉大会において静岡県知事褒賞をいただき誠にありがとうございます。

また、静岡県副知事からは身に余るお言葉をいただき、心からお礼を申し上げます。

今回受賞いたしました私共の経歴はさまざまですが、長年の積み重ねが報われたものと感慨ひとしおのものがございます。

さて、私が身体障害者相談員として日頃から特に感じていることは、相談は待っていてもやっっては来ないということです。それには常に地域の実態の把握に努めることが必要ではないでしょうか。私は常に地域を廻り、地域の人と世間話して花を咲かせています。たまには、一杯やることもあります。そして、常に仲間と連絡を取り合うよう努めています。

私達相談員は、障害のある仲間たち一人ひとりが、社会生活において、困っていること、身近な問題の相談相手となり、孤立・孤独にならないように日々目配り、気配り、心配りに心がけることが大事と考えております。

みなさんはどうお考えでしょうか。

最近の世相は心の障害者が多く、大変憂慮に耐えませんが、私たちは身体にハンディをもってはいませんが、心の障害者ではありませんね。さまざまな苦難を乗り越えて、仲間のみなさんと支え合って生活をしています。このことは大いに胸を張ってよいのではないのでしょうか。

今後も家族や、多くの方々のご支援をいただきながら、仲間たちが健康で明るい生活が送れるよう日々の活動に精進してまいる所存です。

最後に、私も今回の受賞を励みといたしまして、健康に留意し、地域から愛される相談員になれるように努めてまいります。今日あるのは、本当にみなさんのおかげです。感謝、感謝です。誠にありがとうございました。

要望活動の紹介

1 静岡県への要望

令和5年11月16日に県庁別館において、本会を含む県内身体障害者9団体（県福祉会、静岡県視覚障害者協会、静岡県聴覚障害者協会、静岡県車椅子友の会、静岡県静鈴会、日本オストミー協会静岡県支部、日本心臓ペースメーカー友の会静岡県支部、静岡県中途失聴・難聴者協会、静岡県腎友会）の代表者と八木静岡県健康福祉部長との懇談会が行われました。冒頭、各団体の要望事項をまとめた『令和5年度身体障害者団体要望書』を、参加団体を代表して岩瀬会長から八木部長に手渡されました。

本会からは次の2点を要望しました。

- 1 改正障害者差別解消法の啓発
 - 2 事業者の合理的配慮の提供に伴うバリアフリー化への支援
- 県からは年度末に書面で回答がある予定です。



2 国への要望（「令和5年度 日身連要望事項回答文書」より）

(1) (要望内容)

民間事業者が行う合理的配慮の提供に関し、改正法が円滑に運用されるためにも、必要となる経費の一部を事業者に助成する市町村の助成制度が不可欠である。助成制度実施市町村の拡大及び民間事業者の活用実績増加が望まれるところであり、国、地方自治体、事業者の役割など全体スキームの国によるわかりやすい提示など積極的な周知及び地方自治体への財政支援の拡充を図っていただきたい。

(内閣府回答)

合理的配慮は、個別の事案ごとに、費用・負担の程度、事業規模等を踏まえて過重な負担の範囲内であるかどうかを判断し、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な内容のものとして実施されるものです。

このように、合理的配慮は、個別の事案において、あくまでも過重な負担のない範囲といった要件の下で行われるものであるため、費用面の支援が必要となるような対応について、その促進を図るための助成措置を講ずることまでは考えておりません。

他方、本年3月に改定した基本方針においては、相談体制の充実や事業者等が参考にできる事例の収集・提供の確保など、障害者差別解消のための支援措置の強化について盛り込んでいます。

内閣府においては、各省庁や地方公共団体と連携・協力しながら、このような取組や制度の趣旨等の周知啓発にしっかり取り組んでまいります。

(2) (要望内容)

国および地方公共団体の災害対策に関する会議や委員会においては、障害者団体や障害者相談員の参画の義務付けの検討や、要援護者の名簿の共有による防災減災のネットワーク化を図っていただきたい。

(内閣府回答)

障害者団体などについて、必要に応じ、専門的な検討を行う場において有識者を委員に任命し、意見が反映されるよう取り組んできている。引き続き、多様な視点が防災施策に反映されるよう、努めてまいる。

また、災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされており、本人の同意を得られた場合又は条例に特別の定めがある場合に、平常時から避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することとされている。

取組指針では、名簿情報が、平常時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は名簿情報について、地域の実情に即して、あらかじめ地域の社会福祉協議会、障害者団体、福祉事業者、自主防災組織等の避難支援等関係者に対して、避難支援等の実施に必要な限度で提供することを促進する必要がある旨、示している。

引き続き、名簿情報の共有が進むよう、地方公共団体と連携し取り組んでまいる。

(3) (要望内容)

JR等鉄道利用時における障害者割引制度に関すること

障害者の自立と社会参加を一層促進させるため、現行の障害者割引制度の見直しの検討を行っていただきたい。

- ① JRジパング倶楽部の割引対象に全ての新幹線の特急料金を割引対象としていただきたい。
- ②障害者が単独で鉄道を利用する場合、片道100kmという割引要件を見直し、距離制限を撤廃していただきたい。
- ③航空券等の予約・購入と同じように、みどりの窓口に並ばなくても購入できるように、インターネットで障害者割引適用の予約ができるようにシステムを改善していただきたい。
- ④第1種身体障害者に介護者が同伴する場合、特別急行券についても割引対象となるよう見直していただきたい。

(国土交通省回答)

○JRが提供する「ジパング倶楽部」については、需要喚起等を目的とする企画商品であり、鉄道事業者の営業施策により実施しているものですが、鉄道事業者に対し、ご要望をお伝えします。

○障害者の方に対する運賃割引については、鉄道事業者の経営判断で実施されるものですが、障害者割引に係る距離制限の緩和、特別急行券の割引制度の設定等の割引制度の拡充について、鉄道事業者に対し、ご要望の趣旨をお伝えするとともに、理解と協力を求めています。

○インターネットによる障害者割引適用の乗車券の予約については、JR東日本及び西日本が2024年にサービスを開始することを表明したところですが、引き続き、鉄道事業者に対し働きかけてまいりたいと考えております。

栄えある表彰

静岡県身体障害者福祉会の監事を務めておられる山田敏晴様（焼津市身体障害者福祉協会会長）が、役員等の経歴が10年以上あることから、この度令和5年度静岡県健康福祉大会において静岡県知事表彰を受けられました。

なお、グランシップで行われた当日の式典においては、静岡県知事表彰以外にも静岡県社会福祉協議会会長表彰、静岡県共同募金会会長表彰の代表の方々に賞状が授与され、さらに福祉のまちづくり絵画コンクールの静岡県知事賞及び静岡県教育長賞に輝いた2名の小学生の児童も表彰されました。

また、焼津市身体障害者福祉協会の佐藤悠二様も静岡県社会福祉協議会会長表彰を受賞されました。



静岡県障害者芸術祭参加事業 第49回静岡県障害者文化作品展を開催しました

○開催日：令和5年11月9日(木)～14日(火) ○場所：静岡県総合社会福祉会館 1階展示ギャラリー 他
 今年は、県内各地より絵画・書道・写真・彫刻・工芸・手芸の6部門に、114点の作品が展覧されました。

初日に審査会が行われ、最優秀賞（静岡県健康福祉部長賞）5点、優秀賞（静岡県身体障害者福祉会会長賞）8点、特別賞（静岡県社会福祉協議会会長賞）6点、努力賞（静岡県身体障害者福祉会会長賞）5点の計24点が入賞しました。また、今年度も特別支援学校から多数出展していただき、入賞作品以外には奨励賞を贈りました。

開催期間中、多くの来場者にご鑑賞いただき、最終日には表彰式が行われ入賞者に表彰楯が贈られました。

年々、出展数は減少傾向にあり、文芸書画、彫刻は0の年があります。また、書道作品も減少しています。書道は表装が難しい場合でも、色紙に書いたり、額装、台紙に貼る等、色々な形で出展していただいています。

芸術分野を苦手とされる方は多いと思いますが、挑戦してみると長い間眠っていた才能が開花するかもしれません！楽しみながら制作したものや、体がうまく動かない中で頑張って完成させた作品は鑑賞する側にも伝わります。思いのまま楽しく制作してください。来年度もたくさんの出展をお待ちしております！

また、搬入・搬出が難しく、出展を控えている団体がありましたらご相談ください。

<最優秀賞入賞者>



[最優秀賞受賞者]

部門	題名	氏名	所属	障害区分
絵画	源流	上原 孔二	磐田市	心臓機能
書道	煌	若林 純那	県立中央特別支援学校	
写真	夜空の花壇	佐藤 誠	個人・静岡市	両感音性難聴・切断右大腿
工芸	透かし彫り花立・小物立て	伊藤 繁正	湖西市	肢体
手芸	刺繍	小出 欣子	三島市	聴覚

※入賞者一覧は、静岡県身体障害者福祉会のホームページに掲載しています。

第18回 静岡県身体障害者フライングディスク大会

○日時：令和5年11月30日(金) 9:20～11:45 ○場所：静岡市中央体育館 アリーナ

○主催：静岡県身体障害者福祉会

○後援：静岡県、静岡県障害者スポーツ協会

○協力：しずおか障がい者フライングディスク協会、静岡市スポーツ推進委員（ボランティア）

○参加者 各ブロックにおいて選抜された21チーム合計96人

(うち三島市B・焼津市B・磐田市Cは個人戦のみ参加)

今回、団体戦では4位に3チームが並び、また、個人戦でも3位決定戦に7人がひしめき合う接戦となりました。それぞれ7mでサドンダンスを行い、以下の順位を決定しました。

詳細は、ホームページ (<http://www.e-switch.jp/shizuoka-shinsyo/>) にも掲載しています。



[団体戦優勝の三島市Aチーム]

【団体戦】

順位	チーム名	1回目	2回目	合計
優勝	三島市A	45	43	88
準優勝	熱海市	41	43	84
第3位	磐田市A	40	41	81
第4位	菊川市A	36	42	78
第5位	裾野市	35	43	78

【個人戦】

順位	チーム名	氏名
第1位	三島市A	吉川 明彦
第2位	三島市A	荻田 通子
第3位	磐田市A	渡辺 一雄

三幸協同製作所

2023年度公益財団法人JKAの公益事業振興補助事業について

2023年度公益財団法人JKAの公益事業振興補助事業において、車いす仕様（スロープ式）車両の導入ができました。これは昨年、『2023年度補助事業』に応募し厳選なる審査を経て、今年4月に交付決定通知を頂いたもので、各社から見積もりを取り『ホンダNBOX』に決定いたしました。6月末に納車され、7月に諸手続きが済み運行の運びとなりました。静岡県内で採択された6事業所の中に選ばれ大変嬉しく思っております。

これまで当施設の車いす仕様車は、大型リフト1台のみで送迎を主としており、車いす使用者の通院と重ならないよう配慮が必要でした。また通院に使用していた車は座席に移乗しなければならず、車いすや歩行器使用者が増える現状から対応に苦慮しておりました。

今回導入した車両は車いす仕様（スロープ式）のため、「車いすのまま乗降できるので、乗り降りの負担が減った。」「乗り心地がいい。」「女性職員でも安全に乗降の支援ができる」。さらに、軽自動車のため「小回りが利き運転しやすく、狭い駐車場でも安心して停めることができる。」と利用者・職員から好評です。安全・環境にも特化されており安心して活用できます。

今後も安全運転に心掛け、長く活用していきたいと思っております。



ブロックだより

東部ブロック

三島市身体障害者福祉会

鎌倉大仏と新江の島水族館へ

令和5年3月23日（木）朝7時、今日は身障福祉会の研修会日帰りバス旅行です。新型コロナ禍の為、久々の研修会です。今回は、盲人部と聴覚言語障害部の付添者と手話通訳士と要約筆記者と合計38名です。

7時30分、市役所前出発。箱根新道では生憎の雨模様でした。9時に江の島に向けて雨模様故に渋滞に成らず、予定より30分早く「高德院 鎌倉大仏」へ。大仏様前にて、集合写真を笑顔で、ピースサインで、パチッ!!

私達以外の旅行者の殆どが外国人!?「露座の大仏」として名高い、国宝銅造阿弥陀如来像、創建750年余を経る仏教東伝の象徴として、国内外、宗派の別を問わず、数多くの仏教徒の信仰を集めているとか。

大仏様駐車場を出る時にも、成田観光のバスが外国人旅行者を乗せて到着!鶴岡八幡宮へバスで移動。バス駐車場にて、約1時間のフリータイム!お土産を求めて小町通りへ、家族・友人・知人へのお土産袋を両手にバスまで。ご苦労様です!

三ノ鳥居を右折し、二ノ鳥居を通過して一ノ鳥居を過ぎて、若宮大路を過ぎると昼食処の鎌倉御代川の駐車場へ。各テーブルに4~6名が着席し、おいしい料理の数々をいただきながら種々の話に花が咲き、楽しい1時間でした。

13時に御代川から新江ノ島水族館へ。バス駐車場から少し歩いて本館へ。相模湾大水槽へ。春休み中なので、小学生・幼児を連れた若い家族連れが数多く見受けられました。クラゲファンタジーホール、そして太平洋クラゲサイエンスへと。皇室ご一家の生物学研究ゾーンが有り、皇室ご一家の生物への研究の深さに感心したゾーンでした。

車イスを押して館内を移動して頂いた吉田泰隆氏には心より感謝とお礼を申し上げたく、本当に有り難く思っております。2時間に及ぶ、水族館の見学を終えて、駐車場までの帰路、車イス移動は他の人に。次回は車イスが倍くらい必要な!?



17時30分、無事に三島市役所前に到着。全員事故無く、快適な研修旅行でした。機会があれば、次回も皆様と御一緒したいと思います。来年までに歩く筋肉を鍛えておきます!!

[福祉会研修会の感想 (聴覚・言語障害部)]

初めて身体障害者福祉会が企画したバスツアーに参加させて頂きました。鎌倉と江ノ島水族館、観光の自由時間をリフレッシュに、楽しく観光できました。又、昼食も豪華で美味しく頂きました。また参加したいと思います。

中部ブロック

牧之原市身体障害者福祉会

牧之原市身体障害者福祉会の課題と取り組み

私たち牧之原市身体障害者福祉会も他の市町と同様に、会員数の減少、役員のなり手不足が大きな課題となっております。

私が退職後に読んだ本の中に、「退職後は何をやっても自由、何もやらなくても自由、でも、やるかやらないかで、その後の人生が変わってくる。」と書かれていたことが記憶に残っております。

福祉会も同様だと思っております。市身体障害者福祉会も何もやらなければ、自動消滅せざるを得ないだけであり、せつかく先輩たちが築いてくれた福祉会を今後もいかに継続できるか、何か行事をと考えております。

牧之原市の会員は70人弱で、他の市町と比べても少ない会員数ですが、少ないなりに役員が色々と知恵を絞り、会員がいかに喜んでくれるか、参加しやすい行事とするかと、毎月10日前後に定例理事会を開催しております。

そのような中、4月には市総会、7月に市フライングディスク大会、9月は市社会福祉課による相談員研修を行い、10月には会員バス旅行、1月に新年会を予定しております。

今後も、外出や相談などが少ない福祉会会員が、「会員で良かった」と喜ばれる事業を展開していきたいと思っております。



[牧之原市長を迎えて]

西部ブロック

湖西市身体障害者福祉協会

西部ブロックグラウンド・ゴルフ交流会

第16回身体障害者西部ブロックグラウンド・ゴルフ交流会が、去る10月29日(日)、湖西運動公園陸上競技場で好天に恵まれ盛大に行われました。西部ブロックのFD大会は、コロナウイルスの蔓延により延期となったため、今回参加された皆さんは、今日こそはと心待ちにしていたかと思われます。

グラウンドコンディションは良く、サッカーの試合等の痛みもなく、参加された皆さんは元気よく頑張っており、日頃の練習の成果を発揮されておりました。

成績は、相撲取りのように若い人が抜き出て、上位に入ると盛り上がると思っております。

また、プロゴルファーのように芝の状態を読み取る事ができればよいのですが、しばらく練習等をおろそかにしてしまうと芝の状態を読み取れず、陸上競技場のトラック内で跳ね返り跳ってしまい悪戦苦闘ですが、和気あいあいとできました。ご協力くださった皆様に感謝申し上げます。



結果は下記のとおりです。(1～3位まで掲載)

<男子>

順位	氏名	地区	スコア
優勝	松島 義男	磐田	44
準優勝	横山 善明	菊川	53
3位	中村 均	磐田	61

<女子>

順位	氏名	地区	スコア
優勝	下村 スエ子	御前崎	59
準優勝	三浦 幸枝	磐田	65
3位	村松 静子	磐田	70

令和5年度障害者福祉啓発事業報告

福祉啓発事業の助成金を利用し、南伊豆町身体障害者福祉会と吉田町身体障害者福祉会にバリアフリー等の現状を見学してきてもらいました。是非、皆さんも下記を参考にさせていただき一度行ってみたいはいかがでしょうか。

■南伊豆町身体障害者福祉会 / ○実施日：9月10日(日) ○参加者：15名

富士山静岡空港と駿河湾フェリーのバリアフリーについて(チェックシートを作成し研修を実施)

- (1) 静岡空港までの間電気自動車の充電器はあるが、高速充電器が少ない。(電気自動車増加のため必要)
- (2) 静岡空港の電気自動車の充電器は車椅子利用者には不向き。
- (3) 多目的トイレが男女兼用になっているので女性には不向き。
- (4) 階段が直線階段で危険、踊り場付き階段がよい。
- (5) 採光環境は、ガラス張りでよいが、ロウビジョンの人・子供達には不向き。
- (6) フードコートは、席と席の間が狭く車椅子の移動がしにくい。
- (7) 駿河湾フェリーのバリアフリー化は概ね良好。



■吉田町身体障害者福祉会 / ○実施日：10月18日(水) ○参加者：28名

山梨県立リニア見学センターのバリアフリーについて

- (1) 建物の近くには駐車場はなかったが、玄関横づけで乗降できるようになっていた。入口及び館内は緩やかなスロープもあり障害者や高齢者に配慮されていた。
- (2) 館内のトイレは、障害者用にトイレが整備されていた。
- (3) 案内も見学者のペースに合わせてくれた。
- (4) リニアの障害者用トイレについて質問したところバリアフリーのトイレを考えているとの回答。

山中湖水陸両用バスKABAのバリアフリーについて(一台貸切)

- (1) 駐車場は、乗降場所より斜面で少し離れたところにあったが、バス会社とKABAの事業者の配慮で乗降場所の所で降ろしてくれた。
- (2) 上り口が5～6段の階段で乗降が大変な人がいたが、肩を貸し、足を持って1段ずつ上げてくれる人がいた。心が温まる思いだった。

<所感> 今回は、人に言われなくても自然に手を差し伸べてくれる人がいて、どうにか視察研修も無事に実施出来た。障害者が外出する時は、周りに手を差し伸べてくれる人がいればいいと思うし、障害者自身も困ったら気兼ねなく回りに助けを求めればいいのではないかな。障害者も健常者もお互いに自然に気配り目配りの配慮が出来る世の中になればと思う。

障害者差別解消法が変わります

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す障害者差別解消法が令和3年に改正され、令和6年4月1日に施行されます。特に、今回の改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることは、共生社会を目指す大きな一歩であると考えます。

については、構成団体の皆様に周知していただくことはもとより、様々な機会を利用して啓発していただくため、このたびリーフレットを作成し、ホームページに掲載しましたので、ご自由にご利用ください。

[静岡県身体障害者福祉会 ホームページ]

<http://www.e-switch.jp/shizuoka-shinsyo/>

障害者差別解消法が変わります!

令和6年4月1日から
事業者による合理的配慮の
提供が義務化されます!

令和3年に障害者差別解消法が改正され
事業者による合理的配慮の提供が義務化されました

[改正後]

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務⇒義務

[事例]

	事 例
不当な差別的取扱い	・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。 ・車いすを利用していることを理由に入店を断る。 ・スポーツクラブなどで障害があることを理由に入会を断る。
合理的配慮の提供	・段差がある場合にスロープなどを使って補助する。 ・太いペンで大きな文字を書いて筆跡を行う。 ・書き写す代わりにスマートフォンなどでホワイトボードを撮影できるようにする。

※合理的配慮の範囲
※内閣府の公表資料から引用

社会福祉法人 静岡県身体障害者福祉会